

2013 春季対県給与確定闘争 国の「強制」に対し、一定の歯止めをかけ妥結！

県財政が厳しい中、労使自治を守る！！



5.15総決起集会（県庁前にて）

6日におこなわれた第5回交渉において、県教委からの譲歩案が示された。

①12月期の期末・勤勉手当の削減をおこなわない



県教委に届いた「要求ハガキ」を前に交渉をおこなう教育長

③給料に連動する手当

②12月期の一時金については秋の対県確定交渉の際に再協議

①国家公務員給与とのラスパイレス指数を100にするため、手当以外の給料月額については役職段階に応じて▲4.7%～▲9.7%

また、今回の特例減額措置は今年度限りとする。ことおよび、国に対し、このよう

昨年末の衆議院議員選挙で誕生した第2次安倍政権は、地方交付税等を削減し、国家公務員給与削減に準ずる地方公務員給与の引き下げ「強制」をおこなった。

これにより、県教委との2013春季対県給与確定交渉では、国からの圧力を理由に賃金の引き下げが示唆された。6月議会に条例改正案を提出することを前提にした、7月からの給料月額の上昇と削減などが提示された。

これまで私たちは、国の介入による地方公務員賃金引き下げ反対！5・15総決起集会（兵教協から約820人参加）を県職労・兵高教・自治労県本部とともに開催し、共闘を強化した。

（地域手当・時間外手当・へき地手当・教職調整額等）について、給料の減額措置を反映させる

兵教組は、到底受け入れられないこの内容に対して、強く再考をもとめた。

②給料に連動する手当については、減額措置を反映しない

兵教組は、今回の措置により管理職より一般教職員の方が、給料月額の引き下げ幅が大きくなることについて、再度の検討をもとめた。これを受け、第6回交渉において、次の回答を得た。

――主な県教委回答――

◆給料月額については、国の削減率に準じて引き下げ

◆一時金および給料に連動する諸手当については削減せず

◆地域手当・退職手当についても前進的回答を得る

など

2013年度 兵庫教育文化研究所

第70回運営委員会
第85回研究所員会議

いきる つながる みちひろく ～自立と連帯・共生の学びと教育～

5月14日、2013年度兵庫教育文化研究所（以下、研究所）第70回運営委員会・第85回研究所員会議がラッセホールでおこなわれた。

冒頭、泉研究所所長があいさつを述べ、その後今年度の事務局役職員が紹介された。

また、2月15日に開かれた第69回運営委員会以降の、子どもを中心とした教育研究活動推進のとりくみ等が報告された。

続いて、長本事務局長から13年度の研究所のとりくみ等について提起され、協議がおこなわれた。



第70回運営委員会・第85回研究所員会議

5月12日に大阪府で「近畿ブロック青年のつどい」が開催され、兵教組からも約40人が参加した。

近畿ブロック協議会の一ノ瀬議長より、組合が果たしてきた役割や組合活動の歴史についての話があり、神本みえ子参議院議員が先輩として青年教職員への激励のメッセージを送った。



近畿ブロック青年のつどい

近畿ブロック 青年のつどい



神本みえ子
参議院議員が激励

神本議員は教員時代、初めは教育研究に消極的であつたが、男女共生教育・平和教育等の大切さを認識するようになった。仲間を誘うようになった。また、34年ぶりに再会した「教え子」から、「反抗的であつた自分」はよく叱られたが、神本先生の後押しで劇的主役を演じ、また委員会をやり遂げられたことが人生の大きな転機となった。ことを聞いた。経験も浅く、人間的にも教職員としても未熟であつたが、このように教職員が受け止めてくれていてことに感謝し、原点を見つめ直す機会となった、と語った。

青年教職員とのパネルディスカッションでは、青年から、子どもの貧困・生活保護・少人数学級・教職員の多忙化・教育費等に

参加者からは、「神本さんの人柄や教育への情熱が伝わった」「現場の生の声を直接神本さんに届けられる貴重な機会となった」等の感想があつた。子どもたちが希望をもつて生きていける社会、誰もが安心して暮らせる社会の実現をめざして日々とくんでいくことの大切さを認識し、学校現場の実態を政治の場で訴える必要性を実感できるつどいとなった。

秋の給与確定交渉時
真摯に協議

県教育長より財政の再建をはかっている本県において、地方交付税等の削減の影響は大きいものの、これまでの交渉でお聞きしたみなさん方からのご意見などをふまえ、精一杯の検討をおこない、取り得る最大限の内容として回答させていただいた。

給与の減額措置については、みなさん方にご協力をお願いしていることについて、大変申し訳なく思っている。第2次行革プランの策定から3年目にあたる今年度、行財政全般にわたる総点検をおこなう。給与の減額措置については、その中で改めての協議と考える。給与確定交渉時に真摯に協議させていただきたい。

第63次教育研究活動の推進については、「職場を基盤とした分會教員の活性化」「兵庫の教育第62集」の活用」「防災文化・防災教育の創造に関するリポートの積極的な提出」「リポートの原則全日程参加」「全支部からの地域リポーター選出」「全国教研リポーター選出方法の明確化」等の意見が提起された。

第63次教育研究活動の推進については、「職場を基盤とした分會教員の活性化」「兵庫の教育第62集」の活用」「防災文化・防災教育の創造に関するリポートの積極的な提出」「リポートの原則全日程参加」「全支部からの地域リポーター選出」「全国教研リポーター選出方法の明確化」等の意見が提起された。



20の部会で熱心な議論が交わされた（写真は防災教育部会）

共生・公正・支え合いを基本理念として、国民と社会全体の幸せづくりをめざします！

これまで、教育分野では

「高校授業料の無償化」

「少人数学級の推進」

などの政策を実現して参りました。

連合兵庫・兵教組推薦
第23回参議院選挙立候補予定者

やすひろ

つじ泰弘

1955年神戸市生まれ。灘中・灘高・東大卒。2007年参議院兵庫選挙区再選（当選2回）。2011～2012年厚生労働副大臣。加古川市在住。

教育講演（要旨）

ほんとうに子どものいのちを尊重する学校、教職員になるために
—「子どもの権利条約」の趣旨をいま、私たちはどう受け止めるのか?—

住友剛さん（京都精華大学 生活指導部会協力研究所員）



「検証」にこだわる

私は「子ども支援論」あるいは「子どもの人権論」を専門分野とし、民間の団体などで不登校の子どもの居場所づくり活動を大阪でおこなってきた。また、何らかの課題を持つ子どもたちが暮らしやすい状態をつくるためには、教育や福祉、保育、心理、医療、法律、行政等様々な分野の人たちとつながりながら考えていかざるを得ないだろう。

ただ、多様な分野の連携やコラボレーション、協働をすすめるにしても、軸になるものがないとうまくいかない。その一つは、目の前の子どもの課題や状態の理解ということ。もう一つは、それを実現していくにあたって、「子どもの権利条約」の理念がどのように使えるのかということである。

そして、私がこだわりたいのは「検証」だ。私たちは学校で子どもや保護者、地域の人たちに対して、一体何ができていて、何ができていないのか。特に学校で子どもが亡くなるような事案では、良かれと思ってとりくんでいることが、肝心の子どもたちにどう受け止められてきたのかということを検証しなければなら

「子どもの権利条約」の具現化のために

子どもの権利条約批准から来年で20年。その間、どのくらいこの条約の広報・啓発にとりくんできただろうか。例えば、教職員の間で子どもの権利条約を読ん

良かれと思ったとりくみも、子ども視点で再検証する

でみようという会や、地域の中で条約を広めようという活動はあるだろうか。大学の講義で、100人

くらいの学生相手に「子どもの権利条約を読んだことがある人」と尋ねると、2、3人しか手が上がらない。聞いたことがある人も、15、6人。にもかかわらず、道徳教育強化の路線の中では、子どもに対して権利よりは義務、責任をもっと強調して学ばせるべきだという流れが強まっている。一方、国連・子どもの権利委員会（以下、権利委員会）は日本政府に対して、「子どものためにおよび子どもとともに活動しているすべての者」に、「子どもの権利を含む人権に関する体系的かつ継続的な研修プログラム」を発展させるようにと勧告している。権利条約に関する学習や研修の機会を教組としておこなえなくとも、地教委・県教委に働きかけるとりくみがあってもいいと思う。

子どもの権利条約に関するとりくみは、教科学習の中でも学校行事や生徒会・児童会等の特別活動の領域でも大事にすべきことである。子どもが授業や行事などの運営にどう参加・参画していくのか。子どもたちがすでに持っている読み書きの力、調べてみる力、意見を言う力、そういったことを手がかりにしながら、学校で、社会のなかで、実



際にもどのように活動をおこなっていくのか。こうしたとりくみの延長線上に防災教育も成り立つのではない

効果的ないじめ・差別防止策とは

子どもの権利条約の趣旨にこだわれば、学校でのいじめや差別に対してどう対応するのかという課題は必然的に出てくる。権利条約には「差別的禁止」「通信・名誉の保護」、いじめについては「生命への権利」等が明確に書かれている。また、権利委員会は日本政府に、いじめの防止、差別的禁止も対応するように度々

子どもの権利条約

「子どもの権利条約」は、子ども（18歳未満の者）の権利について定められている国際条約である。1959年に採択された「児童の権利に関する宣言」の30周年に合わせ、1989年11月20日に国連総会で採択された。1990年9月2日に発効し、締約国・地域数は193。日本では1994年5月22日から効力が発生した。

日教組は、日本ユニセフ協会など子どもに関わる他の団体と同様、日本の条約批准を求めるキャンペーンを実施した。

要 点

- ① 子どもを「人権の主体」として認識し、その権利を保障すること。特に、子どもの「意見表明権」（第12条）が規定され、「子どもの最善の利益」（第3条）の確保をめざす。
- ② しばしば子どもが社会の犠牲となってきた歴史をふまえ、子ども特有の「保護され、支援を受ける権利」の十分な保障をめざす。
- ③ 子どもの「意見表明権」の実効性を担保するために、子どもの権利を保障する親の第一次的責任（第18条）を定めていることや、各国の協働の努力によって子どもの権利の保障と実現を「地球規模」でめざす。

勧告している。

先日、政権与党のいじめ対策基本法案を読む機会があった。この十数年の間、早期発見、保護者・家庭との連携、子ども理解の充実、あるいは児童相談所や警察との情報共有、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置による被害を受けている子どもに対する教育相談体制の充実等をおこなってきた。それを前提に、この方針をさらに強化する方向で法案が書かれている。つまり、警察との連携をさらに強めること等であるが、単に強化することで本当に深刻ないじめを防止できるのかという疑問を抱く。もしかすると、この発想とは一度縁を断ち切ったところから子どもの課題を考えたほうが、子どもたちにとって良い方向性が見えてくるのではない

いか。いじめは良くない、そういうことは小学3年生の私の娘も言う。友達がいじめられていたら私は助けに行くと言っていた。でも現実には中学生になったり、そういう小学生の素朴な正義感がなぜ出せなくなってしまうのか。このような部分の解明のほうが、実はいじめ防止のポイントであるかもしれない。一方、以上のような政策の流れと関係付けられる形で、いろいろな調査研究や教員むけ手引書の制作、研修等がおこなわれている。ただ、児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議では、子どもの自殺に関する予防の手引きをつくっているが、教職員まで行き渡っているだろうか。一冊一冊教員に配り、なおかつカウンセラーや精神科医といった方々と一緒に、生徒指導の担当の教職員を中心に研修でもしないと、現場に浸透しないのではない

しゃぼん玉

南あわじ市辰美小学校 六年 菅 華音

しゃぼん玉、とんだ。
でっかいしゃぼん玉。
ちっちゃいしゃぼん玉。
ふたこのしゃぼん玉。
レインいろ、にじいろ、あめのいろ、
ちよっと、にがかった。

（こどもの詩と絵 第33集より）

「くまさん おいで」
新温泉町浜坂北小学校 二年 小川 七瑞

ろうか。

さらに、本気でいじめ防止にとりくむなら、この10年の間にすすめられた教育改革の流れそのものを、教組の中から問い直していく必要もある。大津市の中学いじめ自殺の第三者委員会の報告書には、学校の課題が多く指摘されている。例えば学校選択制の導入により、その中学校にたくさん子どもが集まるようになったことがあげられている。そこから、教員の多忙という課題が浮かび上が

る。子どもの数に見合う教員の配置があつたのかという条件整備の課題も見え

る。子ども自身がこの教育改革の流れで置かれている苦しい状況と、教職員が子どもたちと向き合えずにいる困難な状況。その両方を改善していかなければならない。権利委員会は、日本「競争主義的な学校環境」が、いじめや不登校、自殺を助長している可能性がある」と指摘しており、それを変える必要があるだろう。

あらゆる場でとりくむ

体罰は、学校教育法の第11条で明確に禁止されており、子どもの権利条約第28条の「学校懲戒が子どもの人間の尊厳と一致する方法

で、かつこの条約に従っておこなわれること」という原則にも背いている。体罰防止のとりくみは、学校だけではなく、家庭内、代替的養育現場（児童養護施設等）など子どもと関わるあらゆる場で、これを追求すべきだということを権利委員会はもめている。加えて権利委員会は、あらゆる形態の子どもの品位を傷つける取り扱いを禁止すべきだと言う。

また、教員の指導に起因すると思われる子どもの自殺を「指導死」と呼ぶが、どうして指導死が起きるのかという検証作業が大事だ。体罰の問題については、とかく教育委員会が学校を指導しきれない、いわゆる「なれあい」批判が強いが、それ以外にも、保護者の体罰容認意識や、体罰を行使する教員に依存する学校の生活指導のあり方にも問題がある。子どもたちに対しては、たとえ悪いことをして指導を受ける必要があつたとしても、殴られる必要はないし、ましてやいのちを無くす所まで追い詰められる必要はないということ

参加者の感想

▶「検証」という言葉がとても心に残っている。子どもを相手に「振り返って考えよう」と指導しているが、自分たちはどうなのかと考えなければならぬ。

▶ 不当な「惨事便乗型」教育介入をさせないために、「代案を出せる」「管理・統制の強化に対抗できる」「真に子どものために動ける」力をつけたい。

▶ 子どもの何気ないつぶやきを聴き取れる教員でありたい。子どもの権利条約について学校で改めて話題に出そうと思った。

▶ 「惨事便乗型」の教育改革が、現場にとって必ずしも良い改革ではなく、逆に教職員を動きづらくさせていると聞き、全くその通りだと共感した。

▶ 子どもを目の前にして学校の中に入ってしまうと、次から次に起こる出来事に対処するのが精一杯だが、検証や子どもの権利条約の趣旨を生かした教育が大切だと感じた。

組合側から提起を

学校で子どもが亡くなったりするような事案が生じると、教員や教育委員会への批判に便乗するように政権与党、文科省が教育改革をすすめるやり方を、私は「惨事便乗型」教育改革と言ってきた。しかしそれは、より事態を深刻化させるようなものになってはいないだろうか。学校現場に厳しい管理・統制を押し付ける方向ではなく、起こった問題の構造的な原因を検証によって突き止めて、日教組あるいは兵教組サイドから提案しているプランのほう

がより課題解決につながるのだと提起していく。自己点検や検証をふまえた代案を広く保護者や地域の住民に示して、理解をもとめていく。やはり検証は大事だ。教職員が一つ一つとりくみを検証して、冷静に「今度からこう変えていこう」と頑張っている姿を、地域の人たちが保護者、子どもたちにとりくみ、伝えていくということが、信頼感を取り戻す手立てになっていくのではないだろうか。